

2012 年条約勧告適用専門家委員会 I L O 第 122 号条約オブザベーション (抄)
(厚生労働省国際課仮訳)
雇用政策に関する条約、1964 年(第 122 号)
日本 (批准 : 1986 年)

第 3 条 雇用政策制定における社会的パートナーの参加。

委員会は、労働政策審議会その他の審議会の枠組みの中で述べられた労働者及び雇用の代表の見解及び意見が、雇用政策の策定、見直し及び実施において具体的にどのように活かされているかの例を提供するよう政府に要請する。

この点に関し、委員会は、政府に対し、雇用政策措置を制定し、支援を仰ぐ際に雇用政策措置の影響を受ける者の全面的な協力を確保するため、彼らの見解及び経験を十分に考慮に入れることを可能にする協議上の手続に焦点を当てるよう要請する。

第 1 条及び第 2 条 積極的雇用政策の実施

委員会は、震災によって影響を受けた人々の雇用水準のデータを含め、経済政策等及び社会政策が調整された枠組みの中で完全雇用を促進するためにとられた措置の影響に関し、次回の報告書での情報を提供するよう政府に要請する。

郵政民営化によって影響を受けた労働者

委員会は、郵便事業の民営化が労働市場に与えた影響について次回の報告書で情報を提供するよう政府に要請する。また、郵便事業で用いられる雇用契約が、より不安定な条件の下での既存の雇用の再分配に対してではなく、生産的な雇用に対して、どのように有効に寄与したかについての情報の提供があればありがたいと考える。

非正規雇用労働者

委員会は、労働市場の二重構造を縮小するために社会的パートナーとの協議の下で実施された措置に関して、及びこれらの措置が非正規雇用労働者の生産的かつ持続的な雇用機会に具体的にどのように寄与したかに関して、次回の報告書で詳細な情報を提供するよう政府に要請する。

女性の雇用

委員会は、政府に対し、女性の雇用及び男女雇用機会均等の促進のために実施された政策及び措置の影響について情報を提供するよう要請する。また、条約の第 1 条 (2) (c) に定める条件に基づいて、職業選択の自由があること及び各労働者が必要な技能を習得し及び活用するための最大限の機会を有することを確保するため、性別に基づくコース別雇用管理の廃止に係る取組の効果について、統計を含めて情報を提供するよう要請する。

若年者雇用

委員会は、若年労働者に対する生産的かつ持続的な雇用機会を創出する点に関し、実施された措置の影響についての情報を提供するように政府に要請する。

高齢労働者

委員会は、高齢労働者に対する生産的な雇用機会を促進するために実施される措置の有効性を評価することを可能にするデータを次回の報告書に含めるよう政府に要請する。

委員会は、これらの意見及び次回の2013年の委員会において提起される問題に対し政府が作成する意見を検討するつもりである。